

令和5年6月16日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	大谷 俊樹	委員	藤江 竜三
副委員長	藤田 貴裕	〃	稗田美菜子
委員	青木 健	〃	小川 宏美
〃	山口 智之		



○出席説明員

市長	永見 理夫	しょうがいしゃ支援課長	長田 健
副市長	竹内 光博	高齢者支援課長	馬場 一嘉
教育長	雨宮 和人	地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子
		保険年金課長	高橋 昇
政策経営部長	宮崎 宏一	健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
市長室長	吉田 徳史		
秘書広報担当課長	山崎 瞳	児童青少年課長	畠山雄一郎
政策経営課長	簗島 紀章	保育幼児教育推進課長	川島 慶之
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰	子育て支援課長	前田 佳美
資産活用担当課長	小宮 智典		
課税課長	波多野敏一	生活環境部長	黒澤 重徳
収納課長	古川 拓朗	(兼) 防災安全担当部長	
		まちの振興課長	田代 和広
行政管理部長	藤崎 秀明	(兼) 特命担当課長	
総務課長	津田 智宏	環境政策課長	鈴木 孝
建築営繕課長	近藤 哲郎	ごみ減量課長	清水 紀明
(兼) 新学校給食センター			
開設準備室整備担当課長		都市整備部長	北村 敦
建築営繕課主幹	加藤 志穂	基盤整備担当部長	中島 広幸
文書法制課長	吉田 公一	都市計画課長	町田 孝弘
法務担当課長	妹尾 祥	道路交通課長	松平 忠彦
(併) 教育部主幹		下水道課長	蛭谷 常久
職員課長	中道 洋平	国立駅周辺整備課長	関野 達也
防災安全課長	関 知介	富士見台地域まちづくり担当課長	三澤 英和
検査担当課長	江村 英利	南部地域まちづくり課長	立川 浩平
市民課長	毛利 岳人	都市農業振興担当課長	堀江 祥生
		(併) 農業委員会事務局長	
福祉総務課長	小鷹 学		
(兼) 福祉交通担当課長		教育部長	橋本 祐幸
生活福祉担当課長	左川 倫乙	教育総務課長	石田 進

教育施設担当課長 (兼) 新学校給食センター 開設準備室調整担当課長	島崎 健司	学校給食センター所長 (兼) 新学校給食センター 開設準備室事業担当課長	土方 勇
教育指導支援課長	荒西 岳広	公民館長	清水 周
指導担当課長	川畑 淳子	図書館長	氏原 恵美
生涯学習課長	井田 隆太	オンブズマン事務局長	佐伯 真



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長 (併) 行政管理部主幹	古沢 一憲



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第6号 P F A S で高濃度に汚染された水が、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などの生態系全般に影響を与えることが無いように対策を取る事、また学校給食で使用される食材にはP F A S で汚染されていない食材を使用するよう関係機関に対し意見書の提出を求める事に関する陳情
- (2) 第45号議案 市道路線の廃止について
- (3) 第46号議案 市道路線の認定について
- (4) 第49号議案 国立市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結について
- (5) 第55号議案 国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案
- (6) 第56号議案 国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
- (5) 第57号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第3号）案
（歳入のうち所管する部分、衛生費、商工費、土木費）

2. 報告事項

- (1) 令和4（2022）年度施策等評価結果報告書及び市の対応について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第6号	P F A S で高濃度に汚染された水が、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などの生態系全般に影響を与えることが無いように対策を取る事、また学校給食で使用される食材にはP F A S で汚染されていない食材を使用するよう関係機関に対し意見書の提出を求める事に関する陳情	5 . 6 . 1 6 不 採 択
第45号議案	市道路線の廃止について	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決
第46号議案	市道路線の認定について	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決
第49号議案	国立市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結について	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決
第55号議案	国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決
第56号議案	国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決
第57号議案	令和5年度国立市一般会計補正予算（第3号）案 （歳入のうち所管する部分、衛生費、商工費、土木費）	5 . 6 . 1 6 原 案 可 決

午前10時開議

○【大谷俊樹委員長】 おはようございます。改選後初めての建設環境委員会でございます。建設環境委員会は質疑の時間というより、むしろ端的に質の高い議論が市民の皆様にも今まで求められてきましたものですから、委員の皆様にはどうぞ御協力を頂きながら、今日も端的な質の高い質疑に努めていただきますように、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開きます。

議題に入ります前に、改選後初めての委員会でございますので、さきの会議において御紹介を受けた方を除きまして、本日出席されております説明員の方々の御紹介をお願いいたします。

初めに、市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 おはようございます。それでは、市長部局の出席説明員を紹介させていただきます。最初に、オンブズマン事務局でございます。オンブズマン事務局長、佐伯真でございます。

次に、政策経営部でございます。市長室長、吉田徳史でございます。秘書広報担当課長、山崎瞳でございます。政策経営課長、蓑島紀章でございます。行政改革・情報政策担当課長、山本俊彰でございます。資産活用担当課長、小宮智典でございます。課税課長、波多野敏一でございます。収納課長、古川拓朗でございます。

次に、行政管理部でございます。総務課長、津田智宏でございます。教育部新学校給食センター開設準備室整備担当課長と兼任となりますが、建築営繕課長、近藤哲郎でございます。建築営繕課主幹、加藤志穂でございます。文書法制課長、吉田公一でございます。教育部主幹と兼任となりますが、法務担当課長、妹尾祥でございます。職員課長、中道洋平でございます。防災安全課長、関知介でございます。検査担当課長、江村英利でございます。市民課長、毛利岳人でございます。

次に、健康福祉部でございます。都市整備部福祉交通担当課長と兼任となりますが、福祉総務課長、小鷹学でございます。生活福祉担当課長、左川倫乙でございます。しょうがいしゃ支援課長、長田健でございます。高齢者支援課長、馬場一嘉でございます。地域包括ケア推進担当課長、加藤尚子でございます。保険年金課長、高橋昇でございます。健康まちづくり戦略室長、橋本和美でございます。

次に、子ども家庭部でございます。児童青少年課長、畠山雄一郎でございます。保育幼児教育推進課長、川島慶之でございます。子育て支援課長、前田佳美でございます。

次に、生活環境部でございます。都市整備部特命担当課長と兼任となりますが、まちの振興課長、田代和広でございます。環境政策課長、鈴木孝でございます。ごみ減量課長、清水紀明でございます。

次に、都市整備部でございます。都市計画課長、町田孝弘でございます。道路交通課長、松平忠彦でございます。下水道課長、蛭谷常久でございます。国立駅周辺整備課長、関野達也でございます。富士見台地域まちづくり担当課長、三澤英和でございます。南部地域まちづくり課長、立川浩平でございます。都市農業振興担当課長、堀江祥生でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、教育委員会の出席説明員について御紹介させていただきます。教育総務課長、石田進でございます。新学校給食センター開設準備室調整担当課長と兼任となりますが、教育施設担当課長、島崎健司でございます。教育指導支援課長、荒西岳広でございます。指導担当課長、川畑淳子でございます。生涯学習課長、井田隆太でございます。新学校給食センター開設準備室事業担当課長と兼任となりますが、学校給食センター所長、土方勇でございます。公民館長、清水周

でございます。図書館長、氏原恵美でございます。以上でございます。よろしくお願いたします。

○【大谷俊樹委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構です。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第6号 P F A Sで高濃度に汚染された水が、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などの生態系全般に影響を与えることが無いように対策を取る事、また学校給食で使用される食材にはP F A Sで汚染されていない食材を使用するよう関係機関に対し意見書の提出を求める事に関する陳情

○【大谷俊樹委員長】 陳情第6号P F A Sで高濃度に汚染された水が、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などの生態系全般に影響を与えることが無いように対策を取る事、また学校給食で使用される食材にはP F A Sで汚染されていない食材を使用するよう関係機関に対し意見書の提出を求める事に関する陳情を議題と致します。

当局に対して質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 では、よろしくお願いたします。今回、陳情が出されましたことに関して、私もNHKの「クローズアップ現代」の番組、衝撃的な内容だったと書いてありますが、後から再放送で見ることができましたが、この番組はNHKが取り上げたということもあって、その後もかなり話題になっていましたが、これは市の職員の方としても御覧になっているかどうか、まず伺います。

○【黒澤生活環境部長】 少なくとも私は拝見をしております。

○【小川宏美委員】 よかったです。その上でお話ができるというふうに思いました。主に大阪の摂津市から話がスタートして、本当に幅広くいろんな分野のことを調べた番組仕立てになっていたと私は思っております。

それで、この番組の中身に入るのではなくて、ここにも書いてあります3行目ですけれども、陳情者が心配されている、大阪・摂津市内の畑の井戸というふうにここは書いてありましたけれども、国立市内の畑の井戸の状況、このP F A Sに関する汚染の問題に関してどのような調べや市としての対応があるのか、またどのようにされているのか、その辺の状況を伺わせてください。

○【鈴木環境政策課長】 市内の井戸の状況についてという御質疑で、「畑の井戸ですね」と呼ぶ者あり）はい。環境政策課としては届出がある井戸につきましては、電動機を使った井戸、その地下水の涵養、地下水が枯れるのを防ぐためという観点から届出を頂いているところでございまして、一方で、飲用に関する井戸につきましては、保健所に届出があるというところで、それ以外の飲用もしくは電動機を使ってない井戸に関する届出というのは、基本的に承知していないところであろうと認識しております。

○【小川宏美委員】 一つずつ丁寧に確認しながら話を進めなければいけないなと思いましたが、では、今お答えいただいたことの中から、畑にこの井戸からくんで農作物に使っている状況に関して、市内の状況についてどのような把握をされていますか。

○【堀江都市農業振興担当課長】 畑等で井戸を使用されている方を、市として特にこれまでも調査をしたことがございませんので、そういったデータというのは現状持ち合わせていないところでございます。

○【小川宏美委員】 そうですね。まだその辺のところは把握していないという状況だと思います。

また、今回、台風2号によって決壊したために府中用水の取水ができずに、今、湧水だけが流れている。そのことが今大変困ったことに米作りに入れたい。そのときに水はどうするのかっていうときに、その辺は今どうなっているんでしょうか。農家の方、大変困っていると思うんですが、どの水を使うのかということ、今、畑や田んぼの話をしているので、市内の状況を伺っています。そのことが今後の陳情事項1、2にも大きく関わると思っていますので、分かる範囲で結構ですので教えてください。

○【大谷俊樹委員長】 小川委員、ちょっとそれてきているので、陳情の範囲内でお願いできますか。都市農業用水の畑は関係ありませんから。

○【小川宏美委員】 湧水ですか。湧水のこととは関係ない……

○【大谷俊樹委員長】 今の取水の部分の関係。

○【小川宏美委員】 取水のことを聞いているんじゃないです。どの水を使っているのかということを知りたいんです。

○【大谷俊樹委員長】 ちょっと角度を変えてやってください。

○【小川宏美委員】 どの水を使うような流れに今なるのか、あるいは府中用水の決壊を今直して、その水を使うという形ですかね。田んぼには。

○【堀江都市農業振興担当課長】 現状、府中用水の取水が止まっている状況です。それは多摩川にある導流路が一部決壊をしております、そこは日野橋の架け替え工事に伴い、東京都のほうで設置をしていただいた導流路となっておりますので、今その復旧に向けて東京都のほうで動いていただいている状況ですが、まだ工事が行われておりませんので、水が取水できない状況となっております。

ですから田んぼをやられている農業者の方は、今、水が取れない状況となっております、先ほど湧水、湧き水が流れ込んでいる部分では、一部田んぼに水を取り入れて田植を実施された方もいらっしゃる。ただ、ほとんどの方が田植ができない状況となっております。農業用水ですので、今のところそれ以外の部分で大きな影響というのは、田んぼの部分での影響がないということで、畑等で水が取れないという状況ではございません。以上です。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。湧水が一部、田んぼに使っているところがあるというお答えでした。湧水もPFAS汚染をされていますので、それを心配して伺っているわけですが、そういった問題が様々に市内でも起きているということですね。

では、伺いますが、土壌、あと市内の野菜などに関して、御不安の声が寄せられているというのがあれば教えてください。

今、一部お声を頂きましたが、私の調べは岩波ブックレットに書いてあることしか言っていません。いつも一般質問でも原典を明らかにして言っていますので、全然風評被害じゃないんです。ママ下湧水は170という数字が出ているというのは、担当の職員の方、本も見ているということですので、申し上げます。別に風評被害にしているということではないですから、農家の方が一番御心配なんだなと思いますので伺いました。土壌と野菜に関して、心配の声は届いていることなどありますかとの質疑です。

○【堀江都市農業振興担当課長】 これまでのところ、市のほうにそのようなお声というのは届いておりません。

○【小川宏美委員】 分かりました。まだ届いていないということですね。健康被害に関しては、これは農家の方ももちろんそうですし、消費者や市民、住民、多くの方が関わる問題なんですが、健康被害に関してPFAS、水汚染による健康被害、このお声は届いていますか。

○【鈴木環境政策課長】 御質疑がPFAS、PFOAの影響により健康被害が発生した相談が寄せられているかということであれば、そういった相談はございません。

○【小川宏美委員】 先日、血液検査が行われた結果も公表されたりしましたので、市のほうにも来ているかなと思いましたが、まだそういった自分の状況はどうか、水をそのまま飲んでいいのかわ、健康被害に関してのお問合せはないということでした。

じゃあ、水をどのように飲むべきか、この水を飲んでいていいのかわというようにこの問合せは来ていますか。

○【鈴木環境政策課長】 飲用水に関しましてのお問合せというのは幾つか頂戴しているところでございまして、これまでも一般質問等でも答弁させていただいておりますが、水道水の現状の安全性の説明をさせていただいているところでございます。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。水に関する問合せは一部来ていて、市のホームページや東京都にリンクしたりしている状況をお話ししてくださっているのかなと思います。

陳情事項に書いてあります、今回2つあるわけですけども、1つ目のほうに、例えば農作物、農地への生態系全般に影響を与える場合の関係機関というのは、今日は陳情説明者が来ていらっしゃらないので市に伺いますが、市の場合は1つ環境政策課だと思うんですが、どこの機関に市議会から上げると予測されますか。

○【鈴木環境政策課長】 陳情事項の1番のところにありますところも含めまして、現状、国ではどういった分析調査がなされているかというところを改めて御説明申し上げますと、環境省ではPFASに対する総合戦略検討専門家会議が設置されておりまして、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行って、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに対する総合的な検討を環境省において実施してございます。

また、加えまして、内閣府の食品安全委員会では有機フッ素化合物のワーキンググループが設置されてございまして、有機フッ素化合物の食品影響評価に関する事項について調査審議を行っておるところでございますので、現状、国の主な環境省・食品安全委員会ではこういった事柄について調査・検証を行っているところであろうと認識してございますので、これに該当する関係機関というのは、そういったところになろうかなと推測するところでございます。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。では、陳情事項が上がった場合、環境省の中のまた食品安全委員会、内閣府のワーキンググループも今動いているので、そこに上げることはできるということですね。

2つ目の、本当にこれは大きな話になってしまう、全国の学校給食で使用されている食材に関して、PFASで汚染されていない食材を使用するというのが、もし国に意見を上げる場合はどこが担当すると考えられますか。

○【鈴木環境政策課長】 先ほど申し上げましたように、内閣府の食品安全委員会では、現状、ワーキンググループの中で食品影響評価の調査の審議を行っているところでございます。現時点では、こういった食材についての目標値や指針値が存在しませんので、こういった当該要望をどこかに求めるというのは、現状、指針値、目標値がございませんので、難しいのではないかなと認識しております。

○【小川宏美委員】 目標値がないので、なかなか難しいということだったんですけども、一般質問などを通して、今Q&A集を環境省もつくっていて、これまでどおりの環境被害が確認されていないという答えのままではもう対応が、住民からの御要望、質問などもいろいろ上がってきて、御不安

も上がってきて、それに対しての回答をもうちょっと詰めて書くべきだという意見が出ていることも、一般質問のときに私も調べて分かっています。

今のお答えは、学校給食に関して、内閣府の食品影響評価を行っているところにも上げてても対応ができないんじゃないか、難しいんじゃないかという意味の御趣旨だったんですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○【鈴木環境政策課長】 どの食品が使える使えないという判断をそもそもする指標がございませんので、こういった要望自体は難しいのではないかとということで申し上げたところでございます。

○【小川宏美委員】 そういうことは想像ができますけれども、例えば汚染されていない水、それは今、指針値がありますので、それが使われてない農作物だったら学校給食に使えるとか、そういう判断はできることはありますよね。その辺、どうお考えですか。

○【鈴木環境政策課長】 環境用水の水をトリガーとして、それが食品にどういった形で影響するかということも含めて、現状、食品影響評価の調査審議を行っているところでございますので、飲用水に関しては基準がございますが、それ以外の水が食品に与える影響、食品が人体に与える影響というのはいずれも評価が定まってないところなので、これも難しいのではないかなと考えております。

○【藤田貴裕委員】 質疑したいと思います。野菜ですとか、そういったものがPFASに汚染されているかどうか、給食センターで検査というのはできるんですか。

○【土方学校給食センター所長】 給食センターでPFAS、PFOSに関しての検査というのは難しいかと思って、基本的にやっていない状況で、これからもできるのは難しいかなと思っております。

○【藤田貴裕委員】 それは基準がまだ定まっていないという問題なのか、それとも技術的な問題なのか教えてください。

○【土方学校給食センター所長】 そもそも、まず給食センターには全国各地から野菜が来るんですが、その野菜がどこから来るのかというのは、どの部分のどの地域が来るのかというのは納入の段階で分かるという部分で、そのときに検査するというのは難しいかなと思っております。

また、当然令和2年度3月には、東京都水道局から有機フッ素化合物に水道局が対応というトピックスがホームページに上がっているんですが、その際には、水道水に関しては既に暫定数値を超過した浄水場については、一部または全部を停止する対策を講じたということで、これによって都内の全ての給水栓においてPFAS及びPFOAの値が暫定目標を大きく下回っていることを確認しているということでございますので、東京都水道局が安全だと見解を示したと認識しておりますので、これによって水道水を使っている野菜に関しては使用してございます。今後もこれを注視していくという形になりますので、技術的という部分も当然ありますが、今のところ時限的な部分では難しいのかなと思っております。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、一部採択の立場で討論します。陳情項目1を不採択にして、陳情項目2は採択をしたいと思います。先ほどいろいろな、いろいろなって2人しか質疑しませんでしたけれども、前の委員から湧水について御発言があったと思いますが、それはそういう事実なのかもしれませんが、水田ベースではないのかなという気が致します。私も16年間天神米を結構食べまして、今

般、血液検査をやったら、ああよかったという数字だったので、今のところはこれからも天神米を食べて影響はないだろうと私は思っています。

また、私も農業を3か月間住み込みでやったり、今般、都市農業振興担当課長あるいは農業委員会の広報の皆さんの御協力を頂きながら、畑を回らせていただきました。本当にありがとうございます。基本的に畑ですので、地下水というよりやっぱり雨ですよ。これで農作物は育つのかなという気が致します。ただし、出荷をする際には当然洗いますので、そういう面では水がつくといいですか、そういうことはあります。心配される方はとても心配なのかなと思いますし、私もPFASというのはこれから国も東京都もしっかり調査をして、食品から人体に与える影響がどうなのか、このことをしっかりと研究していただきたいですし、もしも影響があるというんだったら、学校給食なんかでも当然検査できるような体制というのはしていく必要があるのかなと思っています。

そういう面では農家の皆さんも大変な思いをしながらやっておられますけども、基本的に地下水じゃなく雨水なのかなということと、関係機関に求めるというのはどちらですかということがよく分かりません。農家の皆さんですとか酪農家の皆さんに求めるというんだったら、これ結構大変なことになってしまいますので、現段階ではなかなかそこまではいかないのかなということで、1は不採択であります。2については、全国の学校給食で使用される食材には、PFASで汚染されていない食材を使用することを求めますというのは、これは普通の一般といいますか、私は本当にそのとおりでないかなと思いますので、この趣旨は採択したいと思います。

○【青木健委員】 私のほうでは、この陳情については不採択の立場で討論させていただきたいと思っています。まず、本文中に出ています「健康被害のみならず環境汚染問題に発展していることを理解した」ということなんですけど、私、この番組をしっかりと見てないものですから分からないんですが、番組でそういうことを誘導するような内容であったのかどうかということについては判断できませんけど、これ多分、今の段階で健康被害というのは報告されてないわけですから、NHKがこのような報道をするというふうにはちょっと考えづらいのではないかなと思います。そういう面から、これ多分やったとしても、テロップで下に個人の感想ですということが出るんじゃないかなということを感じます。これは私の個人の感想です。

今回のこの陳情を見ますと、心配されていることについては十分理解はできるわけであります。しかし、先ほど申し上げたような健康被害については、現時点ではPFOSやPFASを取り込んだからといって、直ちに健康に影響があるわけじゃないと言えるということについても専門家の意見も出ておりますし、心配するにこしたことはないですけど、これをやっていたら、多分給食センターで使える食材というのはなくなるんだろうなと。

それから、用水のことについても、先ほど質疑が出ておりましたけど、多摩川の水、今、取水できない状況であります。一部の方が湧水ということですけど、これたしかママ下ではなくて、おんだしのほうから取り入れたというふうには私は聞いたんですけど、そうすると全く取水点が違うわけでありまして、そのような心配にも至らないだろうと思っています。

もう1つ申し上げさせていただくならば、陳情項目の2で言っている健康被害を考慮しということなんですけど、十分注意はしていかなければいけないだろうと思いますけど、先ほど申し上げましたみたいに、直ちに健康被害に至るということはないということでありますので、こういうことによって過度な風評被害を生むことのないようにしなければいけないというのは、我々の政治の責任ではなかろうかなと思っています。

また、東京都から国に対して要望書が出ております。その中には、健康影響や環境に関する評価を明確にし、国民に分かりやすく示すこと。土壌中の測定方法を早期に確立し、濃度低減に向けた措置を示すこと。農畜産物への影響を明らかにし、必要な対策を検討することなどが盛り込まれております。ということは、この陳情を仮に国立市議会で採択をして国なりの関係機関に送ったとしても、もう既にこれは屋上屋であるということを申し上げさせていただきまして、本陳情は不採択とさせていただきます。

○【小川宏美委員】 質疑もさせていただきましてありがとうございました。この陳情ですけれども、NHKの番組、本当に考えさせられることが多かったです。ここに出てきた農家、まず家庭用の野菜を作っていた方が、本当によく育てていた、本当にぜいたくに作って食べていたと。けども、かなり高い濃度の水のPFAS汚染検出が出てしまったので、もうやめるしかない、もうやりきれない思いだというふうに語っていました。

また、PFASが外に流れ出た可能性をアメリカ軍が認めたケースもありまして、横須賀基地なんですけれども、そのそばで漁業をやっている方も、心配なのは、今分からないのが一番怖いんだと。自分たちが捕っている魚の影響をちゃんと調べてほしい。売っているわけですから、それが消費者の健康被害に及ぼしてしまっている状況は、本当に調べてほしいということで切実におっしゃっていたのがすごく印象深かったです。

アメリカでは行政が食品に含まれるPFASの検査を積極的に行っています。一部の例としてもNHKが紹介していましたが、牛乳から高いPFASが検出されてしまいました。そこで検査の結果分かったのは、干し草だったそうです。意図せずに多くの人たちに化学物質を飲ませていたかと思うと、本当に胸が苦しいということアメリカの農家さんが語っていました。アメリカ政府は1兆3,000億円の予算を投じて対策の強化を進めていることも分かりましたし、1リットル当たりの水道水の新たな規制値案として4ナノグラムというのを今出しています。さらに下げるのではないかと言われていますけれども、日本と比べて非常に厳しい値をアメリカはつけました。

東京都から国に、今、緊急要望を上げたということも本議会で分かりました。新しい動きが東京都にもあります。その東京都の緊急要望の後押しを、各自治体から今すべきではないかと思えます。分からないためにみんなが恐れて怖がっています。そのことを政治がきちんと対応していくことが求められています。

先ほども言いましたように環境省がこの6月に入って専門家会議、ちょうど昨日、第3回目の専門家会議が開かれているんですけれども、Q&A集も出して国民に広く伝えていくというときに、健康被害は確認されていない記述にとどまっていると、逆に不安をあおることになる。大規模な健康調査をすべきだという意見に対して、どのようにこのQ&A集の中のAで、回答で出していくのかが注目されているところです。

そのように疫学調査も自治体が進めるべきときに来ています。民間に頼るときではない。そして、陳情の給食の食材のことに今回は踏み込んで陳情提出者が出されました。どの食材が今、子供たちに提供して安全なのかどうか、そこまで踏み込んだことをこの国立市議会、給食に本当にこだわってきた国立市だからこそ、この陳情は2つの陳情項目ともに私は採択したいと思えます。

○【藤江竜三委員】 PFASの影響については、現在、様々な研究機関や国が調査中ということであると思えます。どの程度人体に健康被害があるか、まだ可能性の段階で、調査中の段階であると認識しております。全国の学校給食で使用される食材、できるだけ安全なものを使っていたきたい

という気持ちは当然のことでありますけれども、それがどの程度の水準ならば大丈夫なのか、またどの程度なのか、汚染されたものと言えるのかといった具体的な数字がない中で、こういった陳情をあらゆる関係機関に求めていくというのはなかなか難しいものと考えますので、不採択と致します。

○【稗田美菜子委員】 本日のこの陳情につきましては、陳情者の方から細かな趣旨説明だとか聞けなかったので、陳情文の中と陳情事項の中から推しはかかっていくしかないのかなと考えた中での討論をさせていただきます。陳情事項の中には、まず1番として、「PFASで高濃度に汚染された水が、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などの生態系全般に影響を与えることが無いよう対策を取る事を関係機関に求める」と。まず、PFASそのものは、飲用水についての基準は国のほうで設けられておりますが、農産物・畜産物・海産物・動植物・農地などに対して、どれほどどういう影響が出るのかというものについては、まだ調査中ということだと理解しております。

また、2つ目の陳情事項として、「PFASが人体に与える健康被害を考慮し、全国の学校給食で使用される食材には、PFASで汚染されていない食材を使用するよう求める」とあります。こちらの食品については、基準がないので、どういうふうに対応していくのかというのは、これから先に研究を進めなければならないと思っております。

そもそもPFASそのものがどれほどの影響が出てくるのかというのをまずきちんと調査しなければならないというのを、NHK「クローズアップ現代」の中では報道として出されていたと私は理解しております。危険なものであるという、危険のリスクが高いものであるということまでは分かっているけれども、それがどの程度危険なものなのかというのはまだ結果が出ていないと理解をしているところではございますが、となると研究を進めなければいけないと考えております。

そもそもフォーエバーケミカルと言われるぐらいのものでありますから、ラジカルなものではないので、干し草の中から縫い針を見つけるみたいなのと一緒に、探すことそのものが難しいもの、安定性の非常に高い化学物質だからこそ、これまで影響がどれほど出るのかというのが難しい。だから慎重な検査が必要だと思いますし、調査が必要だと捉えております。

その中で、陳情事項1番につきましては、まずは食べ物に影響するところから始めていくということと、それから関係機関に求めるというのが膨大に広がっているということを考えると、まずPFASそのものの調査を進めていくということから考えると、ここまでこの陳情事項を採択することは現段階では難しいのかなと考えております。

陳情事項2につきましては、影響が少なからずあるということが分かっている段階で、調査をきちんとしていかなければならないということを主軸とした中で、子供たち、特に胎児への影響などもあるといったデータがありますので、子供たちに対して、学校で取り入れている学校給食については安全なものをきちんと届けていきたいという思いも当然ございますので、きちんとした調査を進めていくということを含めた形で、汚染されていない食材を使用することを求める。これは調査を含めてということですね。といった意味で、陳情事項2については採択をさせていただきたいと思っておりますので、一部採択を申し入れたいと思っております。

○【山口智之委員】 私は、この陳情は不採択という立場で討論させていただきます。まずは陳情者の方がこの陳情に至った経緯が、NHKの「クローズアップ現代」を見たということが書かれておりますが、私もこの番組をアーカイブで見させていただき、またその資料も紙で出しました。確かに番組前半ではこういったような問題があるというふうに問われておりますが、後半、終盤に至って、先ほど稗田委員が言っていたように、まだこれは分かっていないことなんだという説明があり、これか

ら調査をすることが大事だということで、健康被害についても、であろうということで、いまだアメリカで健康被害が出ているという話も出てないということも言っていましたので、そういう意味ではまだ確定してないものに対して議会が物申す、陳情を上げるということはどうかなと考えております。

また、国立市は主水源のところからPFASが出ているという地域でございますので、全国注目のところでもあると思うんです。こういった地域からこういった陳情を上げるということは、国立市の農作物が汚染されているということの間違ってアピールしてしまう。そういったことにつながりかねないかなということで、これは先ほどから二、三の方から出ましたけど、風評被害に陥ることがあるということで、これは私たち国立市民を守る意味でもこの陳情を上げることは難しいのかなと考えております。ですので、不採択とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 全委員からの意見を頂きました。意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

本陳情を一部採択とする意見、取扱いがございますので、まず本陳情について項目ごとに採決を行うか決定いたします。

お諮りいたします。本陳情について項目ごとに採決を行うことに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情を項目ごとに採決を行うことは否決されました。

続いて、本陳情についてお諮りいたします。本陳情を採択することに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

それでは、ここで休憩に入ります。

午前10時44分休憩



午前10時59分再開

○【大谷俊樹委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(2) 第45号議案 市道路線の廃止について

議題(3) 第46号議案 市道路線の認定について

○【大谷俊樹委員長】 第45号議案市道路線の廃止について及び第46号議案市道路線の認定についての2件を一括議題と致します。なお、採決は別個採決と致します。

当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 第45号議案市道路線の廃止についてと、第46号議案市道路線の認定についての2議案につきまして、関連いたしますので、一括して御説明いたします。初めに、第45号議案市道路線の廃止について補足説明いたします。本議案による市道路線の廃止につきましては、2路線でございます。まず、1路線については、都市計画道路3・4・8号線日野駅国立線の整備に伴い、路線延長が約200メートル西側に延伸され、起点が変更となるため、路線を道路法第10条第1項の規定に基づき、廃止するものでございます。

次に、市道南第33号線9について、国立市南部地域整備基本計画の道路拡幅整備路線に位置づけられている市道南第33号線の整備に伴い、地権者との協議の中で交換用地となり、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、道路法第10条第1項の規定に基づき、廃止するものでございます。

続いて、第46号議案市道路線の認定について補足説明いたします。本議案は、第45号議案で廃止する都市計画道路3・4・8号線日野駅国立線について、路線の起点が変わるため、道路法第8条の規

定に基づき、再認定するものでございます。

それでは、本会議資料No.7の廃止・認定路線案内図を配付してございますので、御覧いただきたいと思っております。1ページ目は案内図となりますが、①の実線の箇所が東側、中央線の北側ですが、東側は国分寺市境で、西側は立川市境までの路線でございます。次に、1ページ右下の②の箇所となりますが、市道南第33号線に接続する延長17.82メートルで、幅員1.82メートルの赤道となります。

続きまして、2ページ目の①廃止・認定路線図を御覧ください。2ページ目の右下に凡例がございます。点線で表示しております路線が廃止する路線で、実線で表示しております路線が、起点位置を変更し、新たに市道路線の認定をする路線になります。

続きまして、3ページ目の②廃止路線図を御覧ください。3ページ目の右上に凡例がございます。点線で表示しております路線が廃止する路線でございます。

説明は以上となります。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。一括して質疑を承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、一括して討論に入ります。青木委員。

○【青木健委員】 本2議案につきましては賛成の立場から討論させていただきたいと思っております。

まず、市道北第17号線についてですけど、今回の議題から外れますけど、東側部分についてスムーズな通行ということを考えた場合には、ここ早期に開通できるように国分寺市と諮っていただきたいということを要望させてもらいたいと思っております。

あわせて、この西側部分につきましては3・3・15号線の延伸部分に当たるわけでありまして、これにつきましてもきちんと通していただいて、今、通過車両は住宅街の中を通過しているわけですよ。本来そこに用があるのであれば居住者の車だったり、用があるのであれば住宅街の中を通行するという点については何の問題もないわけでありまして、通過車両が物すごく通っていて、そのため子供たちの通学等にも影響を与えてしまっているということもありますので、これらについては早急に進めていただくようお願いしたいと思っております。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

まず、第45号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、第46号議案についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第49号議案 国立市公共下水道事業(事業の一部)に関する業務委託契約(その2)の締結について

○【大谷俊樹委員長】 続いて、第49号議案国立市公共下水道事業(事業の一部)に関する業務委託契約(その2)の締結についてを議題と致します。

当局から補足説明を求めます。基盤整備担当部長。

○【中島基盤整備担当部長】 第49号議案国立市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結について補足説明いたします。あわせて、建設環境委員会資料No.31を御用意願います。まず、1の委託の目的でございますが、令和5年度に予定しております国立市公共下水道ストックマネジメント計画（第1期）に基づく改築事業の実施でございます。2の委託の方法は随意契約となります。3の委託内容。(1)委託金額は4億4,081万1,800円を上限とするものでございます。裏面、(2)履行場所は、国立市東二丁目10番地先から西二丁目31番地間でございます。(3)委託内容は、製管工法による管渠改築工事、マンホール更生工事でございます。(4)委託期間は、本契約確定の翌日から令和6年3月31日まで。(5)委託の相手方は、公益財団法人東京都都市づくり公社理事長、長谷川明でございます。

続きまして、建設環境委員会資料No.31を御覧ください。1の国立市公共下水道ストックマネジメント計画（第1期）でございます。本計画は、国立市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき市内を6ブロックに分け、リスクの大きい順に改築を進めるもので、第1期の計画は、布設後50年を経過している管渠を対象とし、事業期間は令和6年、2024年度までとするものでございます。(1)第1期分の計画対象延長は2万2,404メートルでございます。(2)そのうち、改築対象数量は管渠が3,124.1メートル、マンホール本体が28基でございます。(3)令和4年度までの実績は、令和2年度から令和4年度までの工事実績として、管渠が1,591メートル、マンホール本体が7基でございます。(4)令和5年度の事業は、製管工法による管渠改築工事として管径900ミリから1,500ミリが468メートルでございます。管径1,200ミリが169.7メートル、マンホール更生・修繕工事が8基でございます。

続きまして、2の公益財団法人東京都都市づくり公社に業務委託する理由についてでございます。当公社は、多摩地域の地方自治体が行う下水道事業を受託しており、広い視野や高い技術力を備えています。また、国立市では、平成28年度から「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」の策定業務、管渠調査、実施計画策定、実施設計を公社へ委託しております。本業務内容に精通していることから、随意契約により業務委託するものでございます。

次に、2ページを御覧ください。3の業務委託の範囲でございます。公社へ委託する令和5年度の業務は、工事の発注業務、工事管理や監督を含む工事の実施及び工事の完了検査までの業務を委託するものでございます。なお、国立市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託（その1）については、次年度の改築工事の実施設計及び令和7年度から実施する公共下水道ストックマネジメント計画（第2期）の策定業務を本委託と同様に公社と契約してございます。4の業務委託の概要は、委託金額及び履行場所でございます。

3ページは、令和5年度委託事業箇所図となっております。4ページは、東京都都市づくり公社の委託仮契約書となっております。補足説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願いたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。青木委員。

○【青木健委員】 それでは、ちょっとお伺いさせていただきます。今回、随契で4億4,000万円ということになるわけですが、非常に金額的に大きいですね。そこで、今御説明いただきました49号議案の資料についてですけど、資料の2、業務委託する理由ということで記載がされておりますけど、多摩地域の自治体の下水道事業を受託されているということでありますので、広い視野を持たれているということは十分理解できる点だろうと思うんですけど、その次の高い技術力を備えているということなんですけど、これは公社が高い技術力を備えているんですか。

○【蛭谷下水道課長】 こちらの技術力という意味は、工事を行うための技術力って、またそれは施工班がありますので、施工のほうの技術力はあるんですけども、公社のほうの技術力って、工法の選択ですとか、設計の詳細な検討ですとか、そういうものを含めた技術力ということで考えてございます。

○【青木健委員】 ということは、この場合の技術力というのは実際工事を行うためではなくて、工事を行わせるための管理能力、図面を引いたりとか、工事に当たっての管理能力ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 今おっしゃっていただいた工事の管理能力につきましても、技術力が高いということと考えてございます。

○【青木健委員】 個人的感想としては、それ技術力と言うのかなという気もしますけど、まあ、いいです。そうしますと、今回、管渠、マンホール等の工事になりますよね。これって、この公社に出さないといけないんですか。地元の事業者でこの技術力、それこそ技術力ですよ、図面も引かなきゃならないでしょうし、管理、施工の技術力って地元の事業者では持ってないんですか。

○【蛭谷下水道課長】 設計自体は、コンサルタント会社はかなりございますので、設計は公社じゃなくてもできるのかなと思いますけれども、今度施工に対してですが、今回使う工法が非常に特殊な工法になってございます。その特殊な工法の知識を持った業者さんが一番最適だと思っているんですけども、その業者さんも各工法協会の会員になっている事業者さんが多く入ってございます。会員になっていますと、工法協会のほうからいろんな講習ですとか、工法を行うための資格ですとか、そういうものを取得するようになりますので、施工に関しては残念ながら市内に会員になっている業者さんいらっしゃりませんので、ちょっと厳しいのかなという思いでございます。

○【青木健委員】 市内事業者では技術を備えている業者がないという判断をされているということだそうですね。そうしますと、今回の4億4,000万円なんですけど、この金額でそっくり公社が下請に出すわけじゃないですよね。公社は当然ここから自分のところの利益を差し引いて、それで下請に出すわけですよね。ということについては、公社のマージンを抜いた価格で、本来だったらこの事業はできるということになるわけなんですけど、今は地元事業者にはいないということだったんですけど、公社を抜けばそのマージン分は当然不要になるわけですから、これより安い金額でできるはずであると思うんですけど、そういうことはこの事業では取れないのでしょうか。

○【蛭谷下水道課長】 おっしゃるとおり、公社に事務費という形である程度の金額を払ってございます。その金額を除くとかなりの金額を占めていますので、その分安くなるということはあるんですけども、公社に委託するのは、これ国庫補助事業になりますので、設計の精度さとか、国庫補助を受けるための事務とか、そういうものが市でやるとかなり増えてしまいます。

今、正直言って、市のほうで技術者がちょっと不足ぎみでございまして、今の業務プラス国庫補助の事務をやるということ、かなりきつい状態になってくると思います。そういうことも含めまして、都市づくり公社に委託をしているような状況でございます。

○【青木健委員】 市の職員の体制では厳しいんだということでありまして、実際、では市が入札をかけて直接発注をやるということになりますと、技術職職員が現状プラス何人ぐらいいればできるようになるんでしょう。

○【蛭谷下水道課長】 すみません。その辺は詳しく精査したことはないんですけども、ちょっと数字は今出てきません。申し訳ございません。

○【青木健委員】 分かりました。結構です。いいです。

○【藤江竜三委員】 1点、疑問なんですけども、例えば学園通りですけども、飛び飛びで修繕が入るようなイメージになっているかと思えます。こういうのは単純にすぐ一気にやってしまったほうが効率的なのかなとも思うんですけども、この飛び飛びになっている、これはもう既に直してあるところなのか、ダメージが少ないところなのか、それとも直す必要がないところなのか、そういった理由などを教えていただければと思います。

○【蛸谷下水道課長】 確かに位置図を見ていただくと、施工する箇所が飛び飛びのような形で記載されてございます。もともとストックマネジメント事業というのは、ストックマネジメントの基本計画を基にしております。その基本計画の中で、管渠の中を調査した結果が緊急度1から支障なしという4段階になっているんですが、基本計画でまず一番状態の悪い緊急度1を改築するという考えでいます。緊急度1が少なく、そのほかに緊急度2も含めて、先々のことを考えると緊急度2も先にやったほうが当然いいので、その分も含めて施工するという形になるんですけども、この飛び飛びになっている理由が、管渠内調査を行った結果、赤く染まっているところは緊急度2以上のところになります。緊急度3以下のところは、今回の工事では改築をするまでの必要がないという管渠になりますので、位置図的には飛び飛びの状態の表示になってしまいますので、よろしくお願ひします。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。青木委員。

○【青木健委員】 本議案には賛成をしておりますが、先ほどちょっと質疑をさせていただきましたけど、できたら私としては地元事業者が受注できるような方策をしてほしかったという思いはありますけど、ただ地元の事業者がそのスキルを持ってないということであるならば、それは致し方ないのかなと思います。ただ、できるだけ地元の事業者ができるものについては、そういうふう分割をしてでも発注をしていただきたいということは、今後のことがありますので、お願いをしております。

それとあと、職員の体制の問題になってきてしまうんですけど、決して人事について口を出すつもりはないんですが、各市そうなのかもしれないです。技術職職員の不足ということがあって、こういうような東京都の公社をお願いをしなければいけないという事情があるのかもしれないんですけど。ただあくまでも東京都の公社で、地元自治体ではないわけですから、施工に不備があったときや何かについての対応ということを考えていくなれば、これは地元の自治体にまざるものはないわけでありますので、できるだけ今後はこういう公社に頼らず、下水道ストックマネジメントについてもできるような方策を今後、これはお互いさま考えていかなければいけないのかなということを申し添えさせていただきます。賛成の討論にさせていただきます。

○【稗田美菜子委員】 賛成の立場で討論させていただきます。公社に対する随契といったことで、ノウハウもあってということではございますが、さきの委員からもありましたけれども、市の中で地元業者でできていくという形、ぜひこれから先、さらに検討していただきたいと思ひます。

同時に、ストックマネジメントですので、水道ですので、止めたりとか交通規制をかけたりますと思ひます。また、同時に、公社に委託するので、下水道管のところだけを掘って直して、道路の表面は継ぎはぎみたいになっていくんですね。生活道路も含まれていますので、道路の表面の修復も当然必要な箇所があるかと思ひます。あわせて、道路のところもきれいにしていく、全面的に道路をき

れいにしていくということもあわせて工事ができるのであれば、ぜひそれも進めていただきたいと思います。

また、水道に関することは、下水道ですけども、上水道を止めたりということもあると思います。近隣の住民なども生活が大変なことになったりとか、今、私たまたま自分の家のところが該当していて、先週かな、2回ほど断水しました。上水道を工事のために止めてということがありました。すごく技術も大変ですし、あるいは朝から工事をするので、ちょうど自転車が通るとか、通学とか通勤の時間帯のちょっと遅い時間、保育園とか幼稚園とかという時間帯と重なったりするんです。しっかり地域の方には、何月何日ここで工事をしますということは当然周知されているんですけども、その周知期間が早過ぎて、当日分からなかったりすることもあると思いますので、市としてできることについては地域の方にも周知していくということをしつかりとやっていただきたいと思いますということを申し上げて、賛成の討論とさせていただきます。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(5) 第55号議案 国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案

○【大谷俊樹委員長】 第55号議案国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案を議題と致します。当局から補足説明を求めます。都市整備部長。

○【北村都市整備部長】 それでは、第55号議案国立市まちづくり条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。本条例案は、本年、令和5年4月28日に告示されました用途地域等の変更に伴い、建築物の高さ基準の設定及び見直しを行うとともに、あわせて条例運用上での課題の整理として、調整会の打切り規定の見直し、また開発事業の廃止規定を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

まずは高さ基準の設定及び見直しについてでございますが、現在、まちづくり条例の中で用途地域等の区分により高さの基準が設定されているところがございますが、今回、用途地域等の変更を市内8か所で実施したうちの4か所で、これらの設定を変更する必要が生じたため、変更された用途地域等に合わせるよう改正するものでございます。

次に、調整会の打切り規定の見直しについてでございますが、こちらは現在、まちづくり審議会の要請で調整会が開かれ、審議会より議事の進行を委任されている調整会委員が議事を行うことになっているところでございますが、この議事の終了時において、現行条例では議事を打ち切ることができるのが審議会となっており、調整会終了後、次の審議会までの空白がございました。このことが市民や審議会委員より分かりにくいとの御指摘を頂いており、今回、議事進行の1つである打切りについて、調整会委員ができるよう改正するものでございます。これにより条例運用上での議事進行が明確となり、分かりやすいものになると考えております。

最後に、開発事業の廃止規定について追加をするものでございます。現在、事業者の都合により事業を廃止する場合には、廃止届の提出により行えるようになっておりますが、今回追加するものは、

連絡等がつかない事業者の開発事業について、市が中止及び廃止することができるようにするものがございます。以上が改正内容となります。

なお、付則として、この条例は公布の日から施行するものがございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。小川委員。

○【小川宏美委員】 よろしく申し上げます。今回、かなり本質的な改正案が示されたと思っていました。調整会について伺いたいんですけども、これまでの審議会の議事録なども読ませていただきまして、ここまですり行き着くのに御苦労されていることもよく分かりました。審議会じゃなくて調整会で打ち切ることができるという、理由も先ほど述べられましたけれども、もう少し具体的に内容を、なぜ調整会での打ち切りをすることにしたのか、具体例も含めて教えていただくことは可能ですか。支障のない範囲でお願いいたします。

○【町田都市計画課長】 重複するところもあるかと思えますけれども、改正によって現状とどう変わるかというところから御説明させていただきます。

現条例では、調整会は審議会から開催を要請し、議事を行わせることとなっております。このことから、調整会委員は調整会を開き議事を行い、その中でこれ以上の調整が難しいと判断した場合、調整会の議事を終了しております。そして現条例では、終了した調整会について、次に開かれます審議会、通常二、三か月に一遍ですので、数か月後になりますけれども、その打ち切りをその審議会で決定するものとなっております。この仕組みが住民に分かりにくく、議事が終了した後も調整が続くと思われることもあり、調整会委員からもその点を指摘され、検討を続けてきたところでございます。

そして今回、議事を委ねております調整会委員が打ち切りをできるようにするものがございます。これにより調整会当日に議事を終了、すなわち打ち切りをすることによって出席されている近隣住民及び事業者の方にも、また調整会委員の方にも分かりやすい制度となるものと考えて、改正の理由とさせていただきます。以上です。

○【小川宏美委員】 これまで6年間審議会は行われてきたわけですけど、最初から調整会はありましたから、ここでの大きな改正になるわけですけども、これまで一番長い調整会ではどのぐらいの長さのものがあつたんでしょうか、伺います。

○【町田都市計画課長】 調整会、この6年間で計7回ございました。その中で、2回、調整会を続けてやった案件が2つございます。それ以外は1回で終了させていただいております。以上です。

○【小川宏美委員】 回数と伺いますか、事例としてどのぐらいの長さを調整会にかけたのかと伺ったんですけども。時間的な期間。

○【町田都市計画課長】 短いのも長いのもございますが、通常、1つの調整会で二、三時間ございます。3時間を2回ということになりますと、五、六時間かけて調整したという案件がございます。以上です。

○【小川宏美委員】 審議会の議事録を読みましたら、最初の事例は1年近くかかりましたというのは、審議会全部が1年かかって、その中で調整会を挟んで1年かかったという意味なんですね。調整会が問題化する契機ということ、調整会が本当に御苦労をされてきたことが審議会でも度々語られていますが、もう少し詳しく、調整会がどのような形式で、どのように行われてきたか教えていただいてもいいですか。

○【町田都市計画課長】 調整会自体は、条例の中で手続の中の1つになっております。したがって、手続上は、先ほど委員おっしゃられたとおり、1年とかかかったものもございます。その中で、例えば意見書の提出、見解書の提出、その他もろもろの手続の流れがございます。その中の1つとして調整会というシステムというか、条例の中に組み込まれております。

少し長くなりますけれども、この調整会というのは、意見書、見解書を取り交わす中で、どうしても近隣住民と事業者さんのほうと意見というか、調整がつかないものについて要請がございまして、市でまちづくり審議会のほうに調整会の依頼をさせていただきまして、まちづくり審議会の委員の中から学識経験者3名以上という調整会委員を選出していただいて、そこで調整会を開き、近隣住民と事業者、その2者の、いろいろな案件ございますけれども、調整をするという場になっております。

そこで、今申し上げました調整会委員の方が近隣住民、事業者双方の御意見等を伺った中で、より添うところをうまく調整ができるかどうか、その辺について、非常に難しい場面もございますけれども、その2者の調整でよりよい結果が出るよう、調整会委員の方には努めていただいているところでございます。

その中で、先ほど申しましたとおり、どうしても調整がつかないという案件も中にはございます。その中で、双方の意見を聴いた中でどうしても調整がつかないとなりますと、そこで調整会委員の司会の中で、本日の案件についてはこれ以上の調整が不可能ということになって、終了と申し上げさせていただいておるんですけども、そこを条例上は打ち切りを、先ほど申しましたとおり、その後の審議会で諮るという形になっておりますので、少しそこで矛盾といいますか、分かりにくいところがございますので、今回そこを調整会のその場で調整会委員が皆さん合意というか、議事の中で終了、すなわち打ち切りをできるように変える改正でございまして。

○【小川宏美委員】 詳しくありがとうございます。調整会で打ち切り決定を発言するのは、この場合、事務局になるんですか。

○【町田都市計画課長】 こちらの議事進行は調整会委員に委ねておりますので、今の御質疑であれば、調整会委員の方が発言するということになります。

○【小川宏美委員】 そうですね。ごめんなさい。審議会から3名の学識委員が出るわけで、その方がここで調整が取れない場合でも、これ以上進まないと思ったとき、これで打ち切りという決定をこれまでしてきた。しかし、それはずっと次の審議会まで報告がないと、住民の方とするとまた調整会が開かれるんだと思ってしまって、ずっと待ったような形になって、ふいに通知が来て、実は終わっているんですよとくると、そこでもっと話せたと思うことを、今回、調整会内でもう終わりだということが住民の方に分かるようにしたということですね。それは分かりました。

これまで6年間、審議会が行われてきた中で、運用上の課題というのもしっかりと出されての今回改正案が出されてきているわけです。調整会に関して他の案件、どうやったらよりスムーズな住民と事業者の関係が調整に至るのか、いろいろ話されたと思うんですけど、ほかに審議会が調整会に打ち切ることができるようにした以外に話されたことを紹介していただけますか。

○【町田都市計画課長】 それ以外ということもございますけれども、審議会のほうからはよりよい審議ができるようにということで、ただいま申し上げました調整会の打ち切りの規定以外にも、例えばですけども、オンラインで会議ができるとか、あと非常に専門的な審議を行うために小委員会の設置を設けたほうがいいのか、いろいろな御意見、課題を解決するために頂いております。そのほかには、調整会は非常に多岐にわたりますので、できれば事前にめいめいの近隣住民や事業者のほうから

事前に聞き取りができるようなシステムをつくってほしいとか、もろもろの課題、またよりよくなるような要望は頂いております。以上です。

○【小川宏美委員】 ありがとうございます。小委員会の設置とか……。

○【大谷俊樹委員長】 小川委員、端的に質疑してもらえますか。意見はいいですよ。

○【小川宏美委員】 では、今回これだけに限って調整会に関して入れたのは、理由は何でしょうか。

○【町田都市計画課長】 今回、条例ということで、条例の中で取り扱わなければいけないものについて今回改正させていただいております。例えばですけれども、規則のほうで変えるようなものにつきましても規則のほうでの対応、そのような形になっておりますので、今回、条例の中でどうしても変えるものを取り上げて改正させていただいております。以上です。

○【小川宏美委員】 では、分かりやすい制度設計や開催基準の明文化などは、規則のほうでできるという御見解でよろしいんですね。

○【町田都市計画課長】 そのとおりでございます。例えば先ほど私申し上げました小委員会の設置等は運営の中に入りますので、規則の中に運営の項目がございますので、そちらのほうに今回入れていけたらと考えております。以上です。

○【藤江竜三委員】 先ほどの答弁の中で具体的になかったので、オンラインというのも規則でできる場所なのでしょうか。

○【町田都市計画課長】 オンラインにつきましては規則等ではございませんので、通常できるものでございますので、今後、御希望のある委員に関しましてはオンラインでやってみようと考えております。

○【藤江竜三委員】 分かりました。それと、大規模開発構想に係る大規模開発事業について、事業者さんが行方知らずというか、連絡が取れなくなってしまったことがあったのかなというように推察されたんですけども、それと事前協議書を提出した開発事業についてもこういったことがあったのかなとも感じたんですけども、実際にこういったことは度々あったのか、一、二件程度あったのか、その辺りの事実確認をしておきたいと思います。

○【町田都市計画課長】 この6年間で具体的には今3件、該当する案件はございます。以上です。

○【稗田美菜子委員】 端的にお伺いします。先ほどの質疑の中で伺ったんですけども、調整会が7回開かれた中で、そこから審議会の中で審議が再度行われたようなことがあったのかどうかお伺いいたします。もう一度、すみません。調整会が7回今まで行われた。その中で審議会に戻されて、審議会の中でもう一度審議がされたりしたことがあったのかどうかお伺いいたします。

○【町田都市計画課長】 そのようなことはございません。調整会の中で全て終了しております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。それから、事業者さんが今、3件、取れないのが過去にあったという話がありましたけれども、今回2年間というような時限を設けておいて、この2年間は何か根拠があるのかどうかお伺いいたします。

○【町田都市計画課長】 この2年間という期間でございますけれども、特段の基準があるものではございません。一般的に事業者と連絡がつかなくなって2年の期間が経過したものであれば、一定の期間を経たという考えを持ちまして、廃止手続が行えるようにしたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 確認のためお伺いしますけれども、連絡が取れなかった2年間ということで、連絡が取れて、事情があって2年以上続いたものについては、これに該当しないという理解でいいでしょうか。

○【町田都市計画課長】 そのとおりでございます。

○【藤田貴裕委員】 都市計画道路の完成などで高さが変わる場合ですけれども、こういう場合は、丁寧な説明というのはどれぐらいの方にやっているのか聞きたいと思います。例えば都市計画道路から20メートルまでの範囲の方ですととか、もうちょっと多めに丁寧に説明していますと。変更する場合はですね。どのような対応をしているのか教えてください。

○【町田都市計画課長】 まず、用途地域が変更されたことに伴う、今回の改正でございます。用途変更につきましては、御承知のとおり、2年以上前から説明会を行ったり、もちろん議会報告なども数回行わせていただいで、もちろん該当される方には直接郵送等を行ったり、先ほど申しました説明会も何回も行って周知してきたところでございます。その中で用途について、例えばですけれども、第一種低層住居専用地域から第一種住居地域に変わる、その説明についてはその中で十分してきたかと考えております。

今回の高さ基準につきましては、まちづくり条例の中での基準でございます。基本的にはこの用途地域にリンクするといえますか、その用途地域に対して定めているものでございますので、今回用途地域が変更になったため、この条例も基準に当てはめて変更するという形でございます。以上です。

○【藤田貴裕委員】 分かるんですけど、例えば沿道から21メートルの人もちちゃんと丁寧な説明をしていただいていると考えていいですか。

○【町田都市計画課長】 市報でも特集号とかを、今回3回ほど出させていただいております。また、議会での報告、あと説明会の周知も市報でさせていただいて、丁寧にやってきたつもりでございます。

○【藤田貴裕委員】 分かりました。沿道から20メートルというのは、例えば色塗りが変わるところは出ると思いますけれども、21メートルの方というのはそうじゃないと思うんですよね。けれども、今までの用途地域と違って、えっ、こんな建物が建つんですかということになると、それは紛争の種になると思うんです。そういうふうにならないような取組はどのように行われたのか、教えてください。

○【町田都市計画課長】 そのような懸念の中を、説明会等を行って、説明会に見えられた方も、今、委員おっしゃられています対象外の方も多く見えられておりますので、市報でここがこうなるという周知はさせていただいて、その説明もそのような形でさせていただいたと考えております。

○【藤田貴裕委員】 ですので、地権者であれば当然1軒1軒行くんでしょうけれども、そうではない21メートルとか22メートルのところにはピンポンとか押して、そこまで丁寧には説明はしていないということなんですか。

○【町田都市計画課長】 利害というか、直接変わる土地所有者の方には郵送はさせていただいてますけれども、その後背地等につきましては、繰り返しになりますけれども、市報等の周知で代えさせていただいております。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤田委員。

○【藤田貴裕委員】 それでは、賛成の立場で討論したいと思います。

他の委員の質疑でもありましたけれども、これはあくまで条例改正というところだと思います。小委員会の設置というのは、まちづくり審議会の多くの皆さんから御意見が出されていたと思いますし、議会での発言もあったと思いますので、ぜひ規則の改正などをして私は取り組んでいただいで、国立市の景観を守る取組にしっかりとした対処をぜひしていただきたい。これがあればさらにできますよ

という声は、本当にたくさんの審議会の方からも、専門家の方からも出たのかなと私は思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、建て替え推進決議の後と建て替え決議の後の標識のありようというのは変えてほしいということでありましたし、具体的に鳥が飛んでいるような、まだ建て替えが決まったとは分かりませんよ、そういう看板にさせていただきたいという声もありましたので、このことも伝えておきたいと思います。

あと、質疑でやりましたけども、後背地についてはもうちょっと丁寧にやらないと、私はひよっとしたらこれ紛争の種になってしまうんじゃないかなって、とても心配します。確かに市報ですとか、いろいろなことで周知をしていただいているというのはわかりますけども、私は本当の後背地だったらピンポン押してちゃんと説明をして、丁寧な対応していただいたほうがいいのかなと思いますので、私はぜひやっていただきたい。そんなことを申し込みます。

○【小川宏美委員】 今回まちづくり条例の改正の中に、調整会で調整を打ち切ることができるということが入りました。審議会からそれは大きく動いたところですよ。そこに至るまでに、今回本当に福井会長、審議会の皆さんが熱心な議論されて、この調整会のことも含めて改正に向けて御尽力されたことがよく分かりました。ただ、条例の課題というのはもっとたくさん出ています。今回、改正が端緒になったのか、それが次のよりよい国立のまちづくりにとって、何が重要なのが生かせるような条例の改正を進めていきたいと本当に思っております。

調整会のことを審査させていただきましたけど、分かりやすい制度設計とか開催基準の明文化なども必要でしょうし、この役割がたとえ妥結に至らなくても、誤解や感情的なしこりをほぐしていくような、そんな調整会のためには非公開で調整会を持つ、片方ずつの話を聞いて妥結に持っていくやり方など、このことは今回の打ち切りを調整会が主役になってやっていくのであれば、その中身をこれからしっかりと詰めていっていただきたいと思います。

また、まちづくり条例の課題としては、地区まちづくり計画の問題もあります。これまでの提案件数はゼロ件であったこと、これは使い勝手のいいものなのに提案件数がゼロであったことなどの見直しができていると審議会でもされているし、事務局も認識があると思いますけれども、自らの手でまちづくりができるということに関して、地区まちづくり計画など、市は情報発信や支援をどんどん行うことも課題として出ていましたし、また中二丁目の問題でも随分出ましたけども、北側の商業系の用途地域と隣接する住居系の用途地域の関係から、地域の高さの基準は最適なのかという問題もこれから詰めていくというのもありました。

こういった課題は一つずつ丁寧に、どういった手法が市民的合意を取れるのか、審議会からも審議委員だけで重い責任を受けるのではなくて、市民にどんどん出て行って御意見を伺うこと、そのことも必要だということもありました。今回の条例改正が端緒となって、まちづくりには市民が主体的に関われるということ、それを後押しするような条例改正が次にまた続いていくことを強く望みまして、本条例改正案には賛成と致します。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

◇

議題(6) 第56号議案 国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

○【大谷俊樹委員長】 第56号議案国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。都市整備部長。

○【北村都市整備部長】 それでは、第56号議案国立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について補足説明を申し上げます。

本条例案は、本年、令和5年4月28日に用途地域等の変更とともに告示されました四軒在家地区地区計画の変更に伴い、新たに用途制限が追加された地域について定めるとともに、地区内で既に定めてあった他の区域について変更された地区計画の制限に合うよう制限項目を変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、地区計画では既に変更されておりますが、用途地域の変更に伴い、建築できるものが今回増えましたが、地区計画の目標を達成させるために用途の制限を追加しました。それに合わせ、条例のほうも改正するものでございます。またあわせて、高さの最高限度についても新たに22メートルを地区計画で設定しましたので、条例も追加変更するものでございます。

なお、付則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。補足説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 1点だけお伺いしたいんですけども、地区計画は既に済んでいるということで理解しているんですけども、これをわざわざ条例としてここにきちんと定める理由をお伺いいたします。

○【町田都市計画課長】 今、委員さんおっしゃられましたとおり、地区計画については4月28日に告示され、今日現在、地区計画という網がかかっております。

そこの中でさらに条例化するという理由でございますけれども、建築物に対する制限が地区計画の中にはございます。その制限について今回のこの条例の中に盛り込むというか、取り込みますと、建築確認時にその項目についてチェックがされる。要するに抑止力といいますか、効力がかなり強くなりますので、この条例に取り込むことによって、より地区計画、また地区のまちの将来像に向かってよりよいものになるという考えの中、条例化をするというものでございます。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食休憩と致します。

午前11時51分休憩

◇

○【大谷俊樹委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(7) 第57号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第3号)案

(歳入のうち所管する部分、衛生費、商工費、土木費)

○【大谷俊樹委員長】 第57号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第3号)案のうち建設環境委員会が所管する歳入、衛生費の一部、商工費、土木費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第57号議案令和5年度国立市一般会計補正予算(第3号)案のうち、建設環境委員会が所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。

款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。

款21諸収入、項3貸付金元利収入は、条例改正に伴い、中小企業事業資金等貸付預託金元金及び利子収入を全額減額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。22ページ、23ページをお開きください。

款4衛生費、項1保健衛生費です。電力価格高騰対策として、省エネルギー設備の導入促進を図るため、住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金を増額するものでございます。

24ページ、25ページをお開きください。款7商工費、項1商工費は、条例改正に伴い、中小企業事業資金等融資預託金を全額減額するものでございます。

26ページ、27ページをお開きください。款8土木費、項1土木管理費は、市内に本店もしくは営業所を有するタクシー事業者に対し、事業者が保有するタクシー1台当たり5万円の車両燃料費高騰分の補助を行うため、公共交通事業者燃料費補助金を追加するものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【大谷俊樹委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。山口委員。

○【山口智之委員】 27ページにあります土木費の地域交通施策事業費、この内訳なんですけども、福祉交通事業者燃料費補助金と公共交通事業者燃料費補助金の内訳を教えてください。

○【松平道路交通課長】 福祉交通事業者燃料費補助金及び公共交通事業者燃料費補助金ですが、燃料費の高騰を受けまして、福祉有償交通を行う5事業者及び介護タクシー4事業所、また公共交通事業者の3社及び個人タクシーに対しまして、補助するものでございます。具体的には、福祉有償交通事業者5事業者プラス介護タクシー4事業所の、そちら9事業所に対しまして、1事業所5万円、45万ほど補助するものでございます。

また、公共交通につきましては、3社あるんですけども、具体的には銀星交通さん、多摩交通さん、日本交通さんとなりまして、こちらにつきましては、台数が3事業所に対しまして96台あります。プラス個人タクシーにつきましては7台ありまして、計103台に対しまして、5万円ずつ補助するものでございます。以上です。

○【山口智之委員】 今、福祉交通事業者に対しては事業ごとに、そして公共交通事業者、タクシー

業者ですか、については台当たりというような説明がございましたけども、これはそれを分けている訳と、あと103台分、103台というのは、タクシー会社が持っている車全数にかけているのか、それとも何かある一定の条件があるのか教えていただけますか。

○【松平道路交通課長】 お答えします。まず、福祉交通と公共交通の算定の事業所の台数で変えているという点でございますが、こちらは福祉有償運送につきまして、ボランティアで自家用車をお持ちいただきまして、この場合、短距離の場合がございます。なので、台数ということにつきましては、現実的にそぐわないのかなというところで、1事業所という形の昨年度実績の中で算定を行いました。

また、タクシーにつきましては、こちら全保有台数ですけども、稼働状況や平均値、あと空車状況も加味しながら算定を行っております。その中で、5万という形の中で算出するものでございます。以上です。

○【山口智之委員】 分かりました。ありがとうございます。

○【藤江竜三委員】 それでは、質疑いたします。先ほどの燃料費補助金なんですけども、5万円の支給があるということでしたけども、こういった支給に当たっては業界などから、要望等はあった上で出しているのかということを確認したいと思います。

○【松平道路交通課長】 お答えします。こちらは昨年度もタクシー事業者さんのほうから、タクシー団体さん、そちらのほうから要望書を頂いております、今年度に入りまして、たしか5月19日付で、市役所宛てに要望書を頂いております、このような運びとなっております。以上です。

○【藤江竜三委員】 要望があって行ったということですね。ただ、そうは言ってもなんですけど、ちょっと僕としては気になるところがありまして、燃料費を高騰して5万円出す、ほかの事業もそうなんですけども、消費財に5万円出すという、ちょっと焼け石に水なのかなというように思うようなところもありまして、根本的な解決にはならないのではないかなというような思いがあります。

それよりも、低燃費の車を購入することに対する補助であったり、何か仕組みをつくるための補助であったり、国立市と市民の資産になるようなものに対して、こういった国から下りてきた交付金を使ったほうが、今後の国立市のためになるのではないかなというふうに思うのですけども、そういった考えを持ってないのか、また、持って準備はできないのかといったところを伺いたいのですけれども。

○【中島基盤整備担当部長】 今回の補助目的がやはり燃料費の高騰ということのスキームの中でやらせていただいておりますので、現行の制度を使った中ということでございます。今、質疑委員がおっしゃられたような施策というのは、今後カウントのほうの問題もございますので、検討していければというふうには考えてございます。

○【藤田貴裕委員】 23ページの地球温暖化対策等進行管理事業費の細節11について聞きたいと思えます。この増額の理由を教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 電力・ガスの高騰に対する補助ということで、そもそもの電力・ガスの使用量の低減に向けたスマートエネルギー、太陽光発電システムですとかエネファームの設置、また、窓の二重窓への改修や屋根の反射塗料の塗り替えといった省エネ、再エネに資する取組に対する補助額を増額したものでございます。

○【藤田貴裕委員】 当初からあると思うんですけど、この増額の理由を教えてください。

○【鈴木環境政策課長】 今年度、昨年度よりも増額させていただいたところ、当初予算でも増額させていただいて事業者向けの補助金も増額させていただいて、このくくりの中では250万円の当初予算増額だったところではございますけれども、昨年度スマートエネルギー、また、二重窓とかの補助

金、いずれも11月中で補助受付が終了した経過もございましたので、さらに大きく増額することで、年度いっぱい受付が可能なようにというところで、今回、補正させていただいたところがございます。

○【藤田貴裕委員】 今6月ですけれども、もう補正しないと危ないぐらい申請の件数があるということなんですか。

○【鈴木環境政策課長】 現時点におきましては、まだ今後の進捗見込みも含めて現状の進捗率は30%程度でございますので、まだ余裕はあるんですけども、昨年度の経過を踏まえて、さらに我々の市民への周知PRも含めて増額補正させていただいたというところがございます。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 賛成の討論を致します。

この住宅用スマートエネルギー関連システム設置補助費というほうは、国立市の市民の方の資産が増えて、今後もエネルギー消費を抑えていけるような補助金の使い方であるように思います。こういった形で、国立市の今後にもよい影響を与えるし、市民の方が長期にわたって利益を残せるような資産形成に資するような補助金の使い方という準備を様々な形で用意しておいて補助金が下りてきたときに、これならどうですかというものを常に検討していただきたいというようなことをお願いいたしまして、賛成の討論と致します。

○【稗田美菜子委員】 賛成の討論をさせていただきます。

住宅用スマートエネルギー関連システム設置費の補助金については、他の委員の質疑の中で明らかになりましたように、年度内までしっかり受け付けられるようにということと、これからしっかりと省エネを進めていく、そういう動きのあるところについて補助をつけていくといったことで、しっかり進めていただきたいと思います。周知も含めてきちんと届くところに届けていただきたいと思います。

それから地域交通施策事業費のところ、介護タクシー、福祉有償運送に対する車両燃料費の高騰分の補助のところがございますけれども、これも他の委員の質疑の中でありましたが、個人タクシーさんがあることとそれから事業所、本社及び事業所が3社ですか、あるということとそれから介護タクシー、それから福祉有償運送で全部で45万と515万、なので560万の補助ということで1事業者当たり5万と、1台当たり5万円とそれぞれ分けて出すということで理解は致しました。

ただ、これって会社とか、あるいは質疑の中でもありましたけれども、全保有台数に対して出すだけじゃなくて、稼働率なども含めて出すといったことなので、実数値に近い形で出していただきたいと思います。当然全車両が動いているわけじゃないですよ、大きな会社については、ただ、個人タクシーさんについては、国立の中で地域密着でしっかり動いている個人タクシーさんもいらっしゃると思いますので、そこについてはきちんと対応していただけると言っていることなので、理解をしております。

同時に、事業者さんについては、タクシーの事業所、燃料費の高騰は会社に入るので運転手さんに直接、影響があるものではないんですけども、そういった補助金が入ることで会社がうまく回ることで、労働者、ドライバーさんの労働者として守られるといったことも影響があると思いますので、こういうことを市がしっかりやっているんだよということは広く周知をすべきだと思いますので、そこについては、きちんと検討して周知をすることをお願いいたしまして、本補正予算には賛成とさせ

ていただきます。

○【山口智之委員】 私も賛成の立場で討論させていただきます。先ほど質疑させていただきましたように、地域交通に対しての施策につきましては、前回の交付金のときにも、我が党から要請して実現させていただいたというふう聞いております。また、前はタクシーの歳出に大変長く時間がかかって、複雑な計算をしていたというふうにも聞きましたので、今回はそれをうまく計算させていただいて出したということで、大変すばらしいと思っております。

特に南部地域におきましては、交通弱者の方が多数おられますので、そういった方が利用しやすいように地域交通がしっかり回っていくような、そういった施策をこれからも続けていただくようお願いしたいと思います。以上です。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮り致します。本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

続いて、報告事項に入りますが、当委員会で報告事項のない部署の説明員の方々は、ここで退席をしていただいて結構です。それでは、報告事項に入ります。



報告事項(1) 令和4（2022）年度施策等評価結果報告書及び市の対応について

○【大谷俊樹委員長】 報告事項(1)令和4（2022）年度施策等評価結果報告書及び市の対応について入ります。

当局から報告を願います。行政改革・情報政策担当課長。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 それでは、令和4（2022）年度施策等評価結果報告書に対する市の考え方につきまして、お手元の建設環境委員会資料No.29に基づきまして、御報告させていただきます。令和4年度、2022年度は、市長からの諮問により3つの施策及び5つの関連事務事業につきまして、計3回の担当課ヒアリングを行い、同委員会としての評価、意見を取りまとめまして、令和5年5月15日に、令和4年度施策等評価結果報告書として答申を頂いております。評価の取りまとめにつきましては、各委員の様々な視点や論点を尊重しつつ、委員会としての評価、意見の集約を行い、委員全員の合意が得られたものを提言という形で取りまとめ、施策や事業に対する具体性の高い提案などは、個別意見として別記しております。

それでは、建設環境委員会の所管に関する市の考え方につきまして、主な内容を御説明いたします。資料6ページを御覧ください。施策、魅力あるまちづくりの推進についてになります。②と致しまして、各地域の基本計画に設けられておりますまちづくりの狙いを表すキーコンセプト、国立駅周辺地域の回遊性のある空間、富士見台地域の理想的な住空間、南部地域の歴史・文化・自然環境の保全については、いずれも地域特性を反映した妥当なものだが、一方で、3つの地域は独自のまちづくりを進めているように見え、各地域の基本計画の相互関係が不明確になっているということが考えられるということで頂いております。各基本計画に通底する市全体のまちづくりのビジョンを明示して進めていただきたいといった御意見を頂いております。

この点、各基本計画や構想は、国立市総合基本計画や都市計画マスタープランの個別計画として位置づけられており、第5期基本構想のまちづくりの目標であります学び挑戦し続けるまち、ともに歩み続けるまち、培い育み続けるまちや都市計画マスタープランに定めるまちづくりの基本理念の実現に向け、地域の特性を生かしつつ、まち全体として調和のとれた文教都市くにたちを目指して整備を進めていくとして、市の考え方をまとめております。

続きまして、資料7ページを御覧ください。個別意見の③と致しまして、国立駅周辺地域のまちづくりは着実に進んでいるように感じるため、今後は国立駅周辺から市域全体へ人が回遊する拠点となるよう、整備されたハードに適したソフトが構築されることを期待したいといった御意見いただいております。

この点、令和2年4月に再築いたしました旧国立駅舎をまちの魅力発信拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営に努めており、旧国立駅舎東西広場・円形公園整備事業においても、駅前と国立のまちをつなげることを整備のポイントの1つとし、駅周辺を出発点として国立のまちに出てもっと楽しみたいと思えるような都市空間や景観の連続性、仕掛けづくりが重要と考えているとまとめております。

また、矢川プラス、旧本田家住宅などの地域の拠点となり得るハード整備を行うことで、市内各地域の魅力を高めるとともにクニタチ・アート・センターなど文化・芸術の視点から、市内を巡るイベントを実施し、回遊性の向上を図っているとしております。引き続き、ハード及びソフトの両面において、まちを巡ってもらう取組を進め、健康まちづくり戦略基本方針に基づく楽しく喜びにあふれるウォーカブルなまちを目指していくとして市の考え方をまとめております。

資料8ページを御覧ください。事務事業、国立駅周辺整備事業につきまして、有効性改善の観点から、市民アンケートによる市民意見の収集、国立駅南口広場のデザインアイデアコンペなどにつきまして、市民の意向を最大限尊重して進めようという市の姿勢について評価を頂いた上で、整備方針などに基づき関係機関等の協議を密に行いしつつ、計画的な整備を進めていただきたいといった御意見を頂いております。

この点、市民アンケートの実施ですとかデザインアイデアコンペの開催などにより、多くの市民の声を聴いてきた中で、それらを参考に基本設計を行ってまいります。交通事業者や交通管理者など多くの関係機関などと丁寧に協議を進めていくとして市の考え方をまとめております。

資料10ページを御覧ください。事務事業、南部地域整備事業につきまして、有効性改善の観点から、地権者などとの折衝によるところが大きいものの、優先整備路線を中心に着実に進捗していると評価を頂いた上で、今後も、優先整備路線を中心に堅実な事業展開を図りつつ、事業の進捗が膠着している路線につきましては、南部地域整備基本計画の見直しを含め検討されたいといった御意見を頂いております。

この点、南部地域の将来像の実現に向けたまちづくりを引き続き進めていくため、令和5年度までが計画期間となっております南部地域整備基本計画の成果や課題を踏まえ、新たな視点を反映させた計画の改定を行っていくとして市の考え方をまとめております。

続きまして、資料12ページを御覧ください。施策、商工業振興と観光施策による市域経済力の強化についてになります。②と致しまして、本施策の成果指標につきまして、市内に係るデータを工夫して集められていると評価を頂いた上で、企業誘致に関する成果指標につきまして、誘致活動は着実に実施されているため、企業誘致がもたらす経済的な効果などの観点も加え、修正などを検討されたい

といった御意見を頂いております。

この点、これまで12社・17件の誘致企業の指定を行ってきた中で、引き続き民間企業とともにまちを育むことを基本理念として、地域経済の活性化と住民の雇用機会の拡大、有効な市の歳入増加策として推進を図っていく中で、総合基本計画の見直しに合わせて、新たな成果指標の検討も行っていくとして市の考え方をまとめております。

個別意見の③と致しまして、国立駅の乗降客数が他市に比べて少ない中で、観光客を増やしていくためには、受入れ態勢を整える必要があるが、既に国立に存在している物品や名産品をくにたちブランドとしてまとめ、官民一体となってPR活動を組織的に展開することを期待するといった御意見いただいております。

この点、国立ならではのライフスタイルと国立らしさを表現した魅力ある商品やサービスを審査の上、地域ブランドとして国立市商工会が認定するくにたちスタイルのPRについて、商工会とともに展開していくとして市の考え方をまとめております。

14ページ御覧ください。事務事業、ビジネスサポートセンター運営事業につきまして、有効性改善の観点から、②と致しまして自治体が無償で行う相談事業であることから、実際に行った具体的な事業アイデアのコンサルティングについて、意欲ある他の事業者も取り入れることができるようにすることが重要であり、改善のポイントを確実に聴取するため、相談事業者から実績・データを収集できるような仕組みづくりを検討すべきといった御意見いただいております。

この点、ビズモデル型を採用した先行自治体にヒアリングするなどして検討していくとして市の考え方をまとめております。

最後になります。15ページを御覧ください。事務事業、中小企業支援給付事業につきまして、新型コロナウイルス感染症の蔓延により多大な影響を受けた市内の中小企業を支援する事業として、国のメニューに市の横出し支援を加えるなど効果的に事業を行っており、中小企業の倒産件数の少なさなどから、社会的、経済的意義は極めて大きかったと評価を頂いた上で、緊急事態宣言が発出される可能性は低くなっているため、臨時措置である本事業は休止ないしは廃止が妥当といった御意見を頂いております。また、同様な事業が行われる場合に備えて、提出書類の絞り込みなど、改善すべき点があれば記録し、次に生かせる工夫をお願いしたいといった御意見も頂いております。

この点、今後同様な事業が行われる場合に、次に生かせるよう備えていくとして市の考え方をまとめております。報告は以上となります。よろしく願いいたします。

○【大谷俊樹委員長】 報告が終わりました。質疑、意見等を承ります。稗田委員。

○【稗田美菜子委員】 何点かお伺いいたします。まず、全体的なところで伺いたいんですけども、指摘事項に対して検討するといった市の考え方幾つか出されていると思います。どういうふうに検討していくのかというのは一概には言えないと思うんですけども、課題がここにあるということや指摘を受けているわけだと思んですけども、それをどういうふうに、どのレベルまで改善をしていくのか、どう検討していくのかというのは何か方針があるのかどうかお伺いいたします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 様々な部分で御指摘頂いて、市の考え方として検討するというところでお答えしているところであり、例えばその成果指標の部分で頂いているといったところが多いのかなと思っております。その妥当性ですとか、そもそもこの成果指標が適しているのかといったところも含めて検討していただきたいということを頂いておりますので、そういった点につきましては、市の基本計画のほうの見直しというのを今行っておりますので、その中でその成果指標の

見直しなどを行っていくと、そういったところになっております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。成果指標のところもそうだと思います。その成果指標のところについては、元のところ、基本計画のほうの見直しのほうでやっていくといったことで理解は致しました。最後のほうに、すみません、17ページのところで、今回も指摘されているんですけども、質問対応票のところについて、毎年度質問への回答が一部抜けていたり、誤記入があったり、質問と回答の内容がずれていたりというケースが散見されたと。質問対応票のところ、(1)の5行目後半、毎年度、質問への回答とありますよね。あるいはその下にもあるんですけども、追加の資料を出してください、こういうのを調べたいから出してくださいと言ったらすぐに出てこなくて、結果的にその調査を深めることができなかつたというケースが今回もあったといったことだと思うんですけども。膨大なデータがあって、それぞれ事務事業評価も施策評価もマネジメントシートも全部つくっている中で、統一されてないから大変だという課題も指摘をされていますけれども、そういったところも含めて、何か大きく改善していく必要があるのかなと私はこの事務事業評価委員会からの指摘として受け取ったんです。だから、どこを細かく検討していくのかということではなくて、もうちょっと大枠で考えたほうがいいんじゃないかなと私は思っているんですけども、その辺いかがなんでしょうかお伺いいたします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 おっしゃっていただいた17ページの部分につきましては、過去、この施策等評価委員会3年間行ってまいりましたけども、その3年間にわたって指摘いただいた部分と考えております。

令和4年度につきましてはずっと御指摘いただきましたので、我々のほうでも改善を図って、ある程度のレベルには達したかなというふうには考えております。今おっしゃっていただいた全体の仕組みとしてどうなのかといったところにつきましては、こちらも今年度、令和5年度行政評価全体の見直しというのを今行っておりますので、その中で、全体的な評価、見直しということをまた改めて行っていきたいと考えております。

○【稗田美菜子委員】 ありがとうございます。一番最後22ページに全体の評価、検討していくということは書かれているんですけども、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それからちょっと細かなところで何点かお伺いしたいと思っているんですけど、まず、事務事業マネジメントシートについては、令和2年でホームページ、ずっと止まっているんですよね。ここはたしか今回の令和4年度の施策等評価結果報告書ですので、令和3年度の評価をしているんだと思うんです。この評価をしている段階では、令和3年度の事務事業マネジメントシートは出ていて、評価委員会さんがちゃんとそれを見ていてということが起きているんだと思うんですけども、ここの中を読んでいくと、長年の取組で、マネジメントシートの書き方だったりだとか施策シートの改善が見られてきたと。お互いのやり取りが大分慣れてきたということは書いてあるんですけども、それが外向きに可視化できているのかどうかということについては、実際ホームページは令和3年度事務事業マネジメントシートはないですし、調べることができない状況なんです。その辺はどのようにお考えになるのか、お伺いいたします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 この点につきましては、まず申し訳ございませんというところでございます。情報公開というところも、この行政評価、重要な役割というところになっておりますので、そういったところを改めて徹底していきたいと考えております。この行政評価、後半の部分で施策等評価委員会からの評価の中でもあるんですけども、やはりその事務負担というのが非常に

大きいといった課題があると考えております。これは事務事業マネジメントシートの作成においても施策マネジメントシートの作成においてもそうだと思っています。そういったところの改善というものも、先ほど申し上げた今年度の行政評価の全体の見直しの中で事務負担の軽減というところも図って、より効率的に行政評価できる仕組みというのをまた考えていきたいと思っておりますので、その中で改めて改善を図っていききたいと思っております。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。あとは意見にとどめたいと思います。まず、駅周辺整備事業のところにつきましてなんですけども、8ページのところです。市民アンケートとかをとってデザインアイデアコンペなどをしてと具体的に形が進んできていると思います。令和5年度、今年度については、交通事業者と交通管理者など多くの関係機関とともに丁寧に協議を進めてまいりますと市の考え方を示しているんですけども、交通事業者さんについては、ぜひ会社さんもそうですけれども、労働組合をはじめとした現場の声をぜひ拾ってください。どういうふうに……、線の中で書いたバスが回れる角度というのと運転手さんから見たバスが回れる角度って全然違うんですよ。ここに1台車がとまってしまうと回ることができなかつたりするということが大いにあると思います。国立駅の南口のところについては、今までの乗降口が別々だったのが一つに統一されることもありますし、大きく変わってくると思いますので、現場の声をしっかりと取り入れていただきたいと思います。

それから子育て支援施設のところです。駐車場と駐輪場をぜひ考えていただきたいと思います。子供2人いたりすると、前と後ろに乗った大きな電動自転車なんですよね。バイク並みに大きいやつ、倒れると大変なんですけど、あれを持ってとめるわけですよ。それをきつきつのところに、普通の自転車置場の上下に入れるやつも入れるのは物すごい大変なんですよね、めちゃくちゃ重いから。あれを考えると子育て支援室に必要な駐輪場ってどういうものなのか、しかもこれは駅前にありますから、どこかの誰かがとめてどっかに行かれちゃうのは困るわけですよ。そういった取組を考えていただきたいと思います。それから駐車場もそうだと思います。障害があつたりだとか雨の日なんかで子供を遊ばせに行くのに自転車だけでは行けない場合もあると思うんですよ。どういう形の駐輪場がいいのかというのは、しっかり議論していただきたいと思います。

それから、9ページのところにJR東日本の商業施設と賃貸住宅棟のところとの事業展開について触れていますが、これは当然事業者さんともそうですけども、近隣住民の皆さんとも話をちゃんとしっかりと話をしたりとか、事業の進み具合を周知したりだとかということは進めていただきたいと思います。駅前が大きく変わりますので、駅前に住んでいる商店の皆さんもそうですし、住宅に住んでいる方たちも大きく変わってくることについては、事前に知っておきたいと思っておりますので、丁寧な周知をお願いしたいと思っております。

それから、11ページのところで南部地域のところについて述べられています。人口がすごく増えてきているから企業誘致政策についてと転入政策について考えるべきだと、評価委員さんのほうから指摘を受けているんですけども、市の考え方としては、企業誘致政策については述べているんですけども、転入政策について事細かに述べられてなかつたりするので、どういうふうに、どういう世代がどういう形で入っているのかということも含めて、ぜひ政策をしっかりと進めていただきたいと思っております。

それから、ビジネスサポートセンターの運営事業のところについては、令和3年度の相談件数が416件と期待が大きいと言われておりますけれども、今回令和4年度できちんとした形で進めていただけたということで、それこそ期待をしていきますが、国立市に仕事をしているという方たちの

支えになるように、ここが国立市のビズのいい形になっていくようなことを求めておきたいと思いません。

それから先ほども申し上げましたけれども、資料について確かに御答弁の中にありましたが、施策マネジメントシート、事務事業評価マネジメントシート、それから事務事業報告書、あれも全部考えると膨大な事務量が常に職員さんには負われていて、それを評価して、次の予算をつかって、さらにそれを評価をしてというのの繰り返しを考えるともうとてつもない仕事量なんだろうなって、ふだんのことを考えても。どれがどこまで必要で、どれがどこまで有効なのかをやっぱり体系的に見直していかなきゃいけないということが今回やっぱり出てきたんだと思うんです。

そこは先ほど御答弁いただきましたように、職員さんの目線でどうやったら進められるのかということと同時に、それが市民の人から見たときにやっぱりどれだけ可視化できるかということだと思えます。現段階で見て、令和2年度までの事務事業マネジメントシートまでしかないということは、これを手にしない限りは何も分からないわけなんですよね。少なくとももう評価終わっているのに、と考えるとやはり可視化のところについては、ちょっと足りてないのかなと思いますので、そこについてもきちんと取り組むことをお願いいたします。私は以上です。

○【青木健委員】 私、質疑じゃなくて意見を3点ほど申し上げさせていただきたいと思えます。

評価委員会の意見については、私が申し上げる部分ではないと思えますので、市の考え方という部分について、まず8ページの国立駅周辺整備事業なんですけど、市の考え方を見ますと、議会で採択された陳情について何も触れられてないんですよね。これはぜひ議会の陳情採択というのは重いものですから、しっかり考え方の中には入れていただきたいということをお願いをしたいと思います。

それから、12ページになります。商工業振興に関するものなんですけど、市の考え方の中で後半、下から2行の文です。各事業においてより一層「国立らしさ」を盛り込み、他市との差別化を図ることを検討してまいりますということで書かれているんですけど、国立らしさって何ですか。国立らしさって分からないです。よく言う方いるんですけど、国立らしいということをね。国立らしさって何を皆さんがおっしゃりたいのか、私には分からない。これは他市との差別化なのか。他市だって努力していますよ。他市だって努力していますよ、うちだけが努力しているわけじゃないです。他市だって努力していますよ。この国立らしさって何なんですか。

これは評価委員会からも国立らしさを前面に出しということで出ているんですけど、この評価委員会の国立らしさと、行政の言う国立らしさというのは同じものなんですか。私はどうも違うような気がしてならない。国立らしさという言葉を使いますけど、私も使う場面があるんですけど、どうしてもこれは身内の自己満足になってしまうような面が大きいんで、他市との差別化ということであるならば、いかに国立のまちに対する魅力を発信するかという、そういうらしさを出してもらいたいということをお願いをさせていただきたいと思えます。

もう一点、最後になります。15ページ、ビズについてなんですけど、市の考え方、最後のところに、当面有料化は考えておりませんってあるんですけど、これはいずれ有料にすることなんですかね。そうすると、ビズというものの考え方が私は全く違うのではないかと、申し訳ないけど、そういうふうに思いますよ。ビズってコンサル、いわゆる企業コンサルじゃないんですよね。その持っている今の事業体の魅力をいかに発揮するかの手伝いをすることです。当面有料化は考えておりませんという表現ではなくて、私は、有料化は考えてないというふうな表記にさせていただいたかったということを申し上げさせていただきたいと思えます。

今後有料化ということ、もしも当局が、私は言うと思っけていませんけども、もしも当局がそういうことを言われるようだったら、申し訳ないが、ちょっとこれは我々議会が提案させていただいた、建設環境委員会から提案をさせていただいたことでもありますので、ちょっと有料化ということについては、私は疑問を呈させていただきたいと思っけていますので、よろしくお願ひします。以上です。

○【山口智之委員】 10ページの南部地域整備事業についての意見を言わせていただきます。この評議会としては、着実に進捗しているとお評価できるとありましたが、私も一般質問の中でさせていただいた10年間の優先整備路線については、まだできてないのが30%のところは2路線、まだ手がついてないところが2路線あったというところでは、着実にというところはまだちょっと遠いのかなと、これは一般市民目線で言うところなんです。ですので、ここに市の答へであるように、これからの計画期間、新しいやつをつくと出ていますけども、これにつきましては本当に着実にできるように計画していただき、また、確実に実行していただきたいと思っけていますのでよろしくお願ひします。

○【藤江竜三委員】 1点伺いたたいと思っけています。12ページの企業誘致促進事業について、新たな成果指標の検討も行っていきますということなんですけれども、どういった成果指標を考へているのかということは既に検討に入っているのか、今後じっくり考へていくということなのか、確認しておきたいと思っけています。

○【立川南部地域まちづくり課長】 現在の指標としましては、毎年度の新規の誘致企業の指定件数というのを従前より採用させていただいております。加えて例えばなんですけれども、ここの考へ方のところにもありますとおり、住民の雇用機会の拡大というのもこの制度の目的の1つになっておりますので、例えば新規立地した企業における雇用者数、新規立地に伴いどれだけ増えたかですとか、さらにその新規雇用者数の中の在住市民といひますか、市内にお住まいの方の割合ですとかその辺も数字としては押さえることができますので、成果指標の1つとして今検討しているというところでございます。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 大変すばらしい考へ方だというように思ひました。どれだけの人が新たに雇用されるか、その企業が地域にどれだけ貢献しているかというのは、確かに数だけだと分からない面があると思っけていますので、そういった形で具体的に見える化ということを通じて、さらに企業誘致を促進し、また、国立市内でもビズなどを通じて企業が伸びていく形、国立市として進めていっていただければと思っけています。

○【大谷俊樹委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)令和4(2022)年度施策等評価結果報告書及び市の対応についてを終わります。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。



○【大谷俊樹委員長】 これをもって、建設環境委員会を散会と致します。

午後1時41分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年6月16日

建設環境委員長

大谷俊樹